

7 . 法曹養成研究科

法曹養成研究科の教育目的と特徴	7 - 2
分析項目ごとの水準の判断	7 - 3
分析項目 教育の実施体制	7 - 3
分析項目 教育内容	7 - 8
分析項目 教育方法	7 - 15
分析項目 学業の成果	7 - 19
分析項目 進路・就職の状況	7 - 24
質の向上度の判断	7 - 26

法曹養成研究科の教育目的と特徴

- 1 大学院法曹養成研究科は、質の高い法理論の教育を体系的に行うとともに、法理論と実務を架橋する教育を強く意識した段階的な法曹養成教育を行うことで、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを理念・目的とする専門職大学院である。
- 2 本研究科は、家庭医としての能力（地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供することのできる能力）と専門医としての能力（公共政策法務、高齢者福祉と財産管理、企業コンプライアンス、企業再生という新しい法的ニーズに対応できる能力）を兼ね備える、質の高い法曹養成を教育目的とし、高度で専門的職業能力を有する人材を養成し、その目標が適切に達成されているかを検証・改善するという中期目標を設定している。
- 3 本研究科の教育目的である、幅広い教養、専門的資質・能力及び高い倫理観を備えた質の高い法曹を養成することを実現するため、法律家になるための適性や学力を有する者のほか、豊かな社会経験のある社会人を受け入れている。
- 4 本研究科は、入学定員を 30 人として徹底した少人数教育を行うと共に、研究者教員と実務家教員からなるインストラクター制を導入して、入学前指導や学期初めの履修指導等を徹底し、学習や学生生活についてきめ細かい指導を行っている。
- 5 本研究科は、附属臨床法学教育研究センターを設置し、法理論と実務を統合した臨床法学教育の実践と教育方法の開発に取り組んでいる。学生は、本研究科専任の実務家教員の指導の下に「リーガル・クリニック」を履修し、生の事案や事件・記録に接しながら法理論の応用と実務技能を学んでいる。
- 6 本研究科は、平成 16 年度から 18 年度にかけて文部科学省の法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム、平成 19 年度から 20 年度にかけて文部科学省の専門職大学院等教育推進プログラムに複数採択され、法科大学院教育の改善と開発に努め、IT を利用した教育に効果を上げている。
- 7 本研究科は、平成 20 年 3 月に独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価を受け、法科大学院評価基準に適合しているとの評価を受けている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らし、本研究科は在学生・受験生、その家族、修了者とその雇用主、地域社会等の関係者を想定し、在学生らからは法曹としての課題発見・解決能力を涵養すること、修了者らからは法曹としての課題発見・解決能力を発揮して法曹として活躍すること、地域社会からは地域の法的ニーズに応える法曹を養成することなどの期待を受けている。

分析項目ごとの水準の判断

分析項目 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

専門職大学院である本研究科は、法曹養成専攻から成り、家庭医と専門医としての2つの能力を有する質の高い法曹の養成を目的とする。

本研究科の定員充足率(資料1-1-A)には問題はなく、また、定員充足の適正化に向けた取組(資料1-1-B、C)を行っている。また、本研究科は、専任教員の数、専任教員の科目別の配置(資料1-1-D)、研究者教員と実務家教員のバランス(資料1-1-E)が適切であり、専門職大学院の設置基準を満たしている。

本研究科は、法曹養成のための必要な教育を体系的に行うために専任教員を19人置いている。研究者教員が専攻分野についての教育上・研究上の業績を、また、実務家教員が専攻分野についての高度の技術・技能、あるいは特に優れた知識及び経験を有し、かつ、いずれの教員も担当科目に高度の教育上の指導能力を有することは、設置審及び認証評価の審査結果により明らかである。

資料1-1-A 学生定員と現員(平成19年5月1日現在)

出典：人文社会科学系事務部教務担当資料を基に作成

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
収容定員	30	60	90	90
現員	34	67	97	97
定員充足率	113.3%	111.7%	107.8%	107.8%

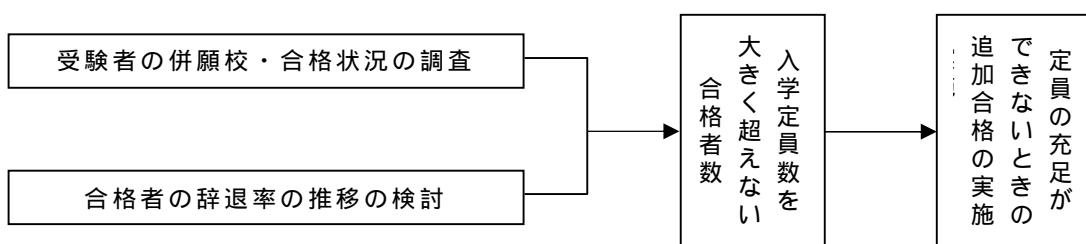
資料1-1-B 入学者選抜状況(平成19年12月14日現在)

出典：人文社会科学系事務部教務担当資料を基に作成

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
最終合格者	41	40	41	32
辞退者	7	11	4	4
辞退率	17.1%	27.5%	9.75%	12.5%
追加合格者	0	5	0	0
入学者	34	34	37	28

資料1-1-C 定員充足の適正化のための取組

出典：人文社会科学系事務部教務担当資料を基に作成



資料 1 - 1 - D 専任教員の数、専任教員の科目別の配置

出典：人文社会科学系事務部教務担当資料を基に作成

科目 専任教員	法律基本科目							法律 実務 基礎 科目*	基礎 法 学・ 隣 接 科 目	展 開・ 先 端 科 目	合 計
	憲法	行政法	民法	商法	民 事 訴 訟 法	刑法	刑 事 訴 訟 法				
教授	1	1	2	0	1	1	1	5	1	3	16
准教授	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	3
合 計	2	1	2	1	1	1	1	5	1	4	19

平成 19 年 11 月 5 日現在

* 法律実務科目を担当する教授のうち 2 名は、学内措置としてのみなし専任教員である。

資料 1 - 1 - E 研究者教員と実務家教員の数

出典：人文社会科学系事務部教務担当資料を基に作成

科目 専任教員	法律基本科目	法 律 実 務 基礎科目*	基 礎 法 学・ 隣 接 科 目	展 開・先 端 科 目	合 計
研究者教員	9	0	1	3	13
実務家教員	0	5	0	1	6
合 計	9	5	1	4	19
設置基準数	研究者教員 9、実務家教員 3				12

* 法律実務科目を担当する実務家教員のうち 2 名は、学内措置としてのみなし専任教員である。

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

本研究科は、教育内容・教育方法の改善を、FD 委員会の活動と形成支援・教育推進プロジェクトを通じて行っている。特に、前者の取組においては、全学の教育会議・FD 部会と連携して行っている(資料 1 - 2 - A)。

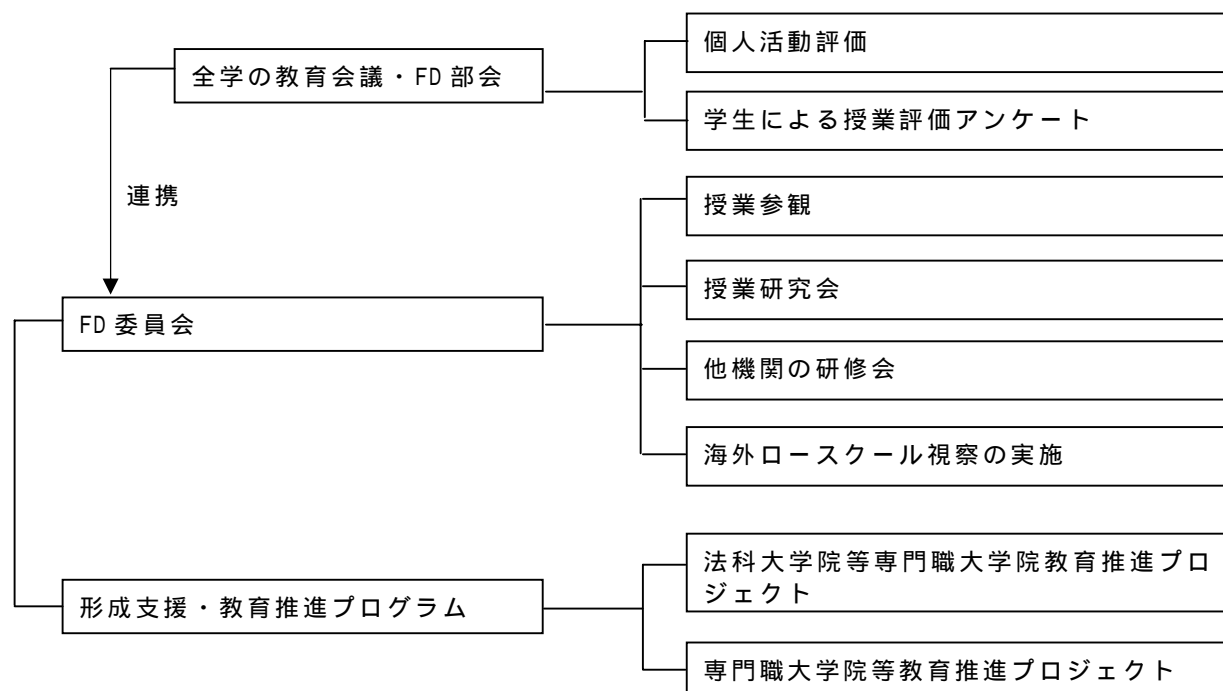
本学は、総合情報環構想を推進して、学内 LAN や学務情報システム(SOSEKI)等の高機能な教育基盤を構築し、その上で、学生の「授業改善のためのアンケート」、新任者の研修、全学的教育課題に関する啓発、全学的課題の共有など教育内容、教育方法の改善に向けて、FD 体制を強化している。

本研究科の教育内容・方法の改善に日常的に取り組むための組織として FD 委員会があり、運営委員会と協働して企画の立案と実施を行っており(資料 1 - 2 - B)、FD 委員会による様々な取組や各種の形成支援・教育推進プロジェクトは、教育内容・教育方法の改善に十分な成果を上げている(資料 1 - 2 - C、D)。

本研究科は、平成 18、19 年度に司法試験合格者が全国平均を下回ったという結果を受けて、カリキュラムの改革や GPA による進級・修了認定などの見直しを行った(資料 1 - 2 - E)。

資料 1 - 2 - A 改善に向けた取組の体制

(出典：人文社会科学系事務部教務担当資料を基に作成)



資料 1 - 2 - B 教育内容、教育方法の改善に向けた取組の内容

(人文社会科学系事務部教務担当資料を基に作成)

種類	内 容
授業参観	授業参観を随時実施して、参観後の意見交換を通じて授業改善を推進している。
授業研究会	学期終了後に各教員の担当授業について内容、方法、学生の反応等について総括的に報告し、検討を行った。各教員はそこで出された意見を具体的に授業改善に反映している。また、本研究科では、すべての授業についてビデオ収録及び DVD 作成を実施し、これを活用した授業研究のあり方について検討している。
学生による授業評価	学生による授業評価については、全学の取組として行われている「授業改善のためのアンケート調査」と連携し、平成 16 年度後学期以降、組織的に継続して取り組んでいる。調査結果について、各教員はアンケート結果及び要望意見を踏まえた授業改善策などのコメントを付して学生に本学ホームページ上の学生向けサイト熊本大学 e ラーニングシステムを通じて公開している。 集計結果とコメントについては、平成 16・17 年度と 18 年度に、2 度にわたって「授業実施報告書」として取りまとめ、改善すべき課題について検討を行った。
他機関の研修会等への参加	研究者教員及び実務家教員が日本弁護士連合会、司法研修所、法科大学院協会、各法科大学院などが実施したシンポジウムや研修会に積極的に参加し、そこで得られた成果を教育内容・方法の改善に役立てている。
国内外のロースクール視察	法科大学院等専門職大学院教育推進プログラムの一環として積極的に取り組んでおり、各ロースクールにおいて授業参観、スタッフとの意見交換、教育施設などの視察により得られた成果を、本研究科における教育内容等の構築・改善に役立てている。

資料 1 - 2 - C 形成支援プロジェクト（平成 16 年～18 年）とその成果

（出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋）

サイバー・クリニック・システムの構築プロジェクト	本プロジェクトにより、本法科大学院の外で実施される法律相談を、双方向・同時性のテレビ会議機能を利用して、学生が法科大学院の法律相談室及び遠隔講義室で受講し、それを素材に議論して理解を深めることで、「リーガル・クリニック」の内容を充実させることができた。
九州三大学連携法曹養成プロジェクト	本プロジェクトにより、テレビ会議システムなど IT を用いた教育基盤の構築を行って、九州大学、鹿児島大学の法科大学院との教育連携により、展開先端科目を中心にした単位互換や遠隔授業を積極的に行って、本研究科の法曹教育の充実と高度化を図ることができた。
実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト	本プロジェクトにより、法科大学院教育において新たに導入され、法学における臨床教育の学習成果の発表・確認のために不可欠である模擬裁判などについて、法廷収録システムの導入を通じて、これを映像化し、その効率的な教育方法について検討を加えた。これにより、模擬裁判を取り入れている実務系科目（民事実務基礎演習、刑事実務基礎演習）の授業内容・教育方法の改善のための検討を効率的に進めることができるようになるとともに、学生に対してより充実した実務教材を提供することで、実務系科目の教育効果を向上させることができた。

資料 1 - 2 - D 教育推進プロジェクトとその成果

（出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋）

ローセンターを活用した臨床教育の高度化プロジェクト	本プロジェクトにより、「リーガル・クリニック」について、その教育効果のさらなる向上のために、県内の司法過疎地域における無料法律相談を実施して、法律相談の規模拡大による教材の豊富化及び法律相談の電子カルテ化による教材開発を行っている。
九州・沖縄連携実習教育高度化プロジェクト	本プロジェクトにより、これまでの 3 法科大学院の連携協定に琉球大学法科大学院を加えて、九州・沖縄地区の 4 法科大学院の教育連携とし、新たに連携科目の「契約実務」、「リーガル・クリニック」の実施や、遠隔講義システムを利用して、他大学の学生が原告と被告に分かれて模擬法廷授業を実施して、一層の教育連携の高度化を行うことを行っている。
実務技能教育指導要綱作成プロジェクト	本プロジェクトにより、実務技能教育教材共同開発共有プロジェクトにおいて蓄積された教材資料及びそれらを利用しての経験交流をもとに、模擬裁判、ロイヤリング等の実務技能教育に関し、授業の進め方の基本や評価の仕方を取りまとめた指導要綱及び補助資料の映像資料（DVD 教材）を作成し、法科大学院における実務技能教育の基礎を確立するための教育方法の研究を行った。

資料 1 - 2 - E 司法試験の結果を踏まえた改善の取組

（人文社会科学系事務部教務担当資料を基に作成）

これまでの問題性	改善の取組	改善の内容
授業科目の問題性	カリキュラムの改善	行政法、刑事訴訟法などの科目の新設を行うと共に、実務系科目の強化を行った。
文章作成能力の不足	文章作成力の育成	法律基本科目に演習系科目を充実させると共に、リーガル・クリニックなど実務系科目を充実させることと共に、学生のアウトプットの訓練を若手弁護士が行うアカデミック・アドバイザーの制度を導入して、文章作成力の訓練を行った。
修了要件の問題性	進級・修了要件の見直し	進級要件と修了要件に GPA を取り入れて、進級や修了に法曹として要求される能力の習得を要件とした。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る

(判断理由)

本研究科は、法曹養成研究科から構成され、学生の定員充足率は適正であり、専任教員の配置は適切である。また、本研究科の目的とする質の高い法曹養成教育を行うために、専任教員の数と科目別配置、そして研究者教員と実務家教員の数は専門職大学院の設置基準を満たしており、教員組織は適切に配置されている。

また、本研究科は、教育内容、教育方法の改善に向け、FD委員会を組織して、運営委員会と協働して企画を立案・作成し、授業研究、授業参観、学生による授業評価、司法研修所等への研修会への参加、国内外のロースクールの視察を行うとともに、文部科学省の形成支援・教育推進プログラムへの積極的な取組を行っている。その結果、科目ごとの教育内容や方法の改善のほか、これまで行われてこなかった法理論教育と実務教育の教育方法等の改善・向上が大きく図られている。

以上の点から、期待される水準を大きく上回ると判断される。

分析項目 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点に係る状況)

本研究科は、家庭医と専門医としての2つの能力を有する質の高い法曹養成を目的とした教育課程並びに修了要件を定めている(資料2-1-A)。授与する学位は法務博士である。

本研究科の授業科目は、特色ある法曹養成に資する教育課程(資料2-1-B)として編成され、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群に分類される(資料2-1-C)。

本研究科においては、入学前指導(資料2-1-D)を行うと共に、各学期の当初に、各科目の到達目標や成績評価基準と方法を明記したシラバス(資料2-1-E)を配付している。

本研究科は、GPA 制度を導入し、進級要件は GPA1.8 以上、修了要件は GPA2.0 以上としている。なお、GPA2.0 未達の者には修了認定試験を行うこととしている(資料2-1-F)。

資料2-1-A 法科大学院の進級・修了要件(出典:熊本大学大学院法曹養成研究科規則から抜粋)

(履修の要件)

第8条 学生は、試験の結果、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間のGPAが、それぞれ1.8に満たない場合は原級留置とし、次学期に開講する授業科目を履修することができない。

- (1) 1年次学年
- (2) 2年次及び3年次各学期

(修了要件)

第11条 本研究科の課程の修了の要件は、本研究科に3年以上在学し、第3条第1項に規定する単位以上を修得し、かつ、修了時における通算のGPAが2.0以上を満たすこととする。

2 前項に定める修了要件のうち、GPAに関する要件のみを満たさない者に対しては、願出により修了認定試験を行う。

資料2-1-B 養成する特色ある法曹像と教育課程

(出典:熊本大学大学院法曹養成研究科ホームページから抜粋)

新しい法的ニーズ

「公共政策法務」「高齢者福祉と財産管理」「企業コンプライアンス」「企業再生」

	法律基本科目群	法律実務基礎科目群	基礎法学 隣接科目群	展開・先端科目群
3年次	公法演習 民法演習 民法演習	リーガル・クリニック 民事事実認定論 民事模擬裁判 刑事実務演習 刑事裁判実務 刑事模擬裁判	西洋法制史 中国法	司法政策論 社会保障論 地方自治と法 福祉と法 国際法 医療と法 国際取引法 環境問題と法 消費者法(商品安全関係法) 労働法(労働保護法・労働組合法) 国際人権紛争処理制度論
2年次	行政法 公法発展 会社法 民法発展 民法発展	商法発展 民事訴訟法発展 刑事法発展 刑事法演習	法哲学 法社会学 日本法制史 英米法 法と経済学	倒産法 独占禁止法 情報法 税法 高年齢者財産管理と法 インターネットと法 少子高齢社会と法
1年次	憲法 行政法 民法 刑事訴訟法 会社法 法学	民事訴訟法 刑法 商取引法	法情報調査 エクスターンシップ	公共政策法務 家事事件手続法 民事執行保全法 消費者法(消費者契約法) 労働法(労働契約法)

基礎的・普遍的な法的ニーズ

資料 2 - 1 - C 授業科目群の目標と内容（出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋）

科目区分	各科目の目標	必修・選択の別
法律基本科目	法理論の基礎から法理論の応用を学ぶ。	必修科目 28 科目 56 単位 選択科目 1 科目 2 単位
法律実務 基礎科目	法実務の基礎を学ぶ。	必修科目 10 科目 16 単位 選択科目 2 科目 3 単位
基礎法学・ 隣接科目	法律専門家にふさわしい豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、批判的な考察力、柔軟な思考力、総合的な把握力に支えられた法的価値判断能力を養成する。	選択必修科目 7 科目 14 単位中 4 単位以上
展開・ 先端科目	専門医としての法曹になるための、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な法的知識を習得させ、トータルな視点からの思考力を育成する。 本研究科では、「公共政策法務」、「高齢者福祉と財産管理」、「企業コンプライアンス」及び「企業再生」に習熟した専門医としての法曹を養成することを目的とする。	選択必修科目 31 科目 62 単位中 12 単位以上

資料 2 - 1 - D 事前学習資料（出典：平成 19 年度入学者用事前学習資料を基に作成）

事前学習資料（憲法関係 3 年標準コース入学者向け）
一 3 年標準コース入学者向け
1. 事前学習用テキストについて 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第 4 版）』岩波書店・2007 年 高橋和之ほか（編）『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ [第 5 版]』（2007 年）
2. テキスト採用の意図 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第 4 版）』は、憲法の最もスタンダードな教科書です。法学部以外から法科大学院に進学する人から、ひととおり憲法を学んだ人まで、広く憲法についての考え方を論じたものです。はじめて憲法を学ぶ人は、まずこの本を読んで、憲法の全体構造をつかんで下さい。細かい勉強はそれからです。また、これまで一通り憲法を学んだ人も、この本を読んで、憲法の諸原理・概念の相互関係を理解すると共に、何が問題であるのかを認識し、自分なりの考え方ができるようになって下さい。 高橋和之ほか（編）『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ [第 5 版]』は、一通り憲法の教科書を読み、内容を理解することができた人は、1 年前期の憲法、憲法の準備作業として、テキストと併用しながら本書を読んでいくと、教科書にある学説が裁判所においてどのように処理されているか、場合によっては、学説と判例がいかに食い違っているかを理解することができるでしょう。あくまで、憲法上の論点に関わる部分をコンパクトに取り出してあるので、判決の考え方全体を見るのには適していない部分もあるということを知って読んで欲しい。したがって、授業では、この憲法判例百選だけでなく、実際の判例を読むことになります。
3. 学習の際のポイント 憲法の目的は、国家権力を制限して国民の権利・自由を守ることです。そのために、国家の構造に三権分立、地方自治といった制度が組み込まれ、同時に、基本的人権が国民に保障されています。 前者については、国会、内閣、裁判所といった機関の権限、構造を学びます。そこでは、権限にどういったものがあり、どういった人から構成されるかということが重要ではありません。むしろ、主権者である国民の意思がどのように形成され、国会、内閣、そして裁判所へと及んでいくのかを理解することが重要です。場合によっては、国民の意思に反して国家活動が行われることもあるので、それをどのようにして統制することも重要です。 後者については、国民に保障される基本的人権の内容を理解し、その上で、保障の限界を学びます。とりわけ、基本的人権といえども、他人の権利・利益を守るために制限を受けることがあります。それは制限することがどこまで許されるのかという難しい問題が生じます。判例などを素材にして、その限界を学ぶことになります。この点は、皆さんが法科大学院を修了して受験する司法試験で問われることになります。授業では、憲法が前者について学び、憲法が後者について学びます。教科書を読むにあたっては、このことを意識して読んで欲しいと思います。

資料 2 - 1 - E シラバスの例 (出典:平成 19 年度授業計画書から抜粋)

科目	憲法 (基本的人権の基礎)	1年 前学期	担 当 者	山本 悦夫	第 1 回 全 15 回	基本的人権の観念及び限界
事例	<p>次の判決における「公共の福祉」の意味を検討しなさい。</p> <p>「職業の自由に対して加えられる制限も、……それぞれの事情に応じて各種各様の形をとることとなるのである。それ故、これらの規制措置が憲法 22 条 1 項にいう公共の福祉のために要求されるものとして是認されるかどうかは、これを一律に論ずることができず、具体的な規制措置について、規制の目的、必要性、内容、これによつて制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較考量したうえで慎重に決定されなければならない。……裁判所としては、規制の目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、そのための規制措置の具体的内容及びその必要性と合理性については、立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまるかぎり、立法政策上の問題としてその判断を尊重すべきものである。しかし、右の合理的裁量の範囲については、事の性質上おのずから広狭がありうるのであつて、裁判所は、具体的な規制の目的、対象、方法等の性質と内容に照らして、これを決すべきものといわなければならない」(最大判昭 50.4.30)。</p>					
授業のポイント	<p>(1) 基本的人権の歴史</p> <p>(2) 基本的人権の分類</p> <p>(2) 「公共の福祉」の法的意味及び審査基準</p> <p>「公共の福祉」は、人権に対する制約原理としてどのような法的意味を有するか。</p> <p>憲法 13 条の「公共の福祉」と 22 条 1 項及び 29 条 2 項の「公共の福祉」とは、どのような関係にあるか。</p> <p>(3) 人権に対する制約の限界(合憲性)をどのように判断するか。</p> <p>比較衡量論、二重の基準論、目的二分論</p>					
関係条文	憲法 13 条、憲法 22 条 1 項、憲法 29 条 2 項					
キーワード	人権の体系、公共の福祉、内在的制約、政策的制約、違憲審査基準、比較衡量論、二重の基準					
予習すべき文献・判例	<p>(1) 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法(第 4 版)』(岩波書店・2007 年)73 頁～85 頁、96 頁～102 頁</p> <p>(2) 青柳幸一「人権と公共の福祉」高橋和之他編『憲法の争点(第 3 版)』(ジュリスト増刊・1999 年)58 頁～59 頁</p> <p>(3) 渋谷秀樹「Q14 人権の制約原理」『日本国憲法の論じ方』(有斐閣・2003 年)109 頁～117 頁</p> <p>(3) 佐藤幸治「いわゆる『二重の基準論』について」佐藤幸治他『ファンダメンタル憲法』(有斐閣・1994 年)53 頁～65 頁</p> <p>事例の判決は、判例百選で読んでおくこと</p>					
参考資料	<p>(1) 「二重の基準」長谷部恭夫他編著『ケースブック憲法』(弘文堂・2003 年)1～10 頁</p> <p>(2) 芦部信喜「精神的自由と合憲性判定基準」『演習憲法(新版)』(有斐閣・2001 年)104 頁～111 頁</p> <p>(3) 長谷部恭夫「国家権力の限界と人権」樋口陽一編『講座憲法学 3 権利の保障(1)』(日本評論社・1994 年)43 頁～74 頁</p> <p>(4) 松井茂記『二重の基準論』(有斐閣・1994 年)</p>					

資料 2 - 1 - F 成績評価と進級・修了要件（出典：平成 19 年度学生便覧から抜粋）

成績評価	合格・不合格は絶対評価とし、合格者の成績については相対評価という併用方式による。「成績評価異議申立制度」を設けている。
進級制	進級要件として GPA 1.8 を課した。また、進級できなかった者に対して、「可」または「不可」の授業科目について再履修を義務付けた。
修了認定	修了要件単位の修得のほか、GPA 2.0 要件を設定し、GPA 2.0 未滿の者には修了認定試験を課すこととした。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点に係る状況)

本研究科は、幅広い教養や高い倫理観を備えた法曹を養成するために法哲学や法曹倫理などの科目を配置し、法的応用力を養成するために労働法や倒産法など多様な科目を配置している。また、本研究科は、知的財産法や法と経済学など、学術の動向に対応する科目を開設するだけでなく、地域社会における新しい法的ニーズに応えるために、公共政策法務、高齢者福祉と財産管理などの科目を開設している（資料 2 - 2 - A）。さらに、本研究科は、リーガル・クリニックなどの実務系科目も開講している（資料 2 - 2 - B）。

本研究科は、複数の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムや法専門職大学院等教育推進プログラムを実施し（資料 2 - 2 - C）、なかでも、九州・沖縄の 4 法科大学院の教育連携の中で単位互換などの科目を設定している（資料 2 - 2 - D、E、F、G）。

本研究科は、就職支援のために学生支援委員会や、司法試験合格まで学習支援を行う法務学修生の制度を設けている（資料 2 - 2 - H）。

資料 2 - 2 - A 新しい法的ニーズに対する履修モデル（出典：平成 19 年度授業計画書から抜粋）

4 つの履修モデル	授業科目	教育目的
公共政策 法務モデル	公共政策法務 地方自治と法 行政救済法 労働法	地方公共団体が行政主体として機能する際に、あるいは訴訟の場で原告や被告として行動する際に、どのように対処すべきかを学ぶ。
高齢者福祉と 財産管理モデル	高齢者財産管理と法 家事事件手続法 社会保障法 福祉と法	現代の高齢社会にあつて、高齢者の福祉と財産管理が重要な法的課題となつてきています。高齢者の福祉と財産管理について、どのような法的問題があり、法的紛争が生じたときにどのように対処すべきかを学ぶ。
企業コンプライ アンスモデル	労働法 ・ 金融・保険関係法 独占禁止法 知的財産法	企業の経営戦略において重要となる法令や企業倫理の順守（コンプライアンス）を通じて組織的な体制づくりをするためには、どのような法的問題があり、また、法的紛争が生じたときにどのように対処すべきかを学ぶ。
企業再生モデル	倒産法 ・ 倒産処理実務 中小会社法 税法	経営の悪化による企業倒産の場合、債権者や債務者としてどのように法的に対処できるか、また、企業を立て直して健全な状態に戻すためにどのような法的対応があるかを学ぶ。

資料 2 - 2 - B エクスターンシップやリーガル・クリニック

(出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋)

科目名	その内容と履修者数
エクスターンシップ	学生に弁護士事務所での実務を体験させ、学習意欲を高める(1単位)。 平成17年度履修者数：4(3年次) 平成18年度履修者数：26(3年次) 平成19年度履修者数：20(1年次)、20(3年次)
リーガル・クリニック	学生が実際にさまざまな法的問題を抱えたクライアントと接し、そこで弁護士がどのように仕事を進めていくのか、法律家の心構えや考え方、責任の捉え方などを学ばせる(2単位)。 平成18年度履修者数：1 平成19年度履修者数：9
教育連携におけるエクスターンシップ	九州大学法科大学院：平成19年度1(3年次) 鹿児島大学法科大学院：平成17年度1(2年次)、平成18年度1(2年次)

資料 2 - 2 - C 法科大学院等専門職大学院形成支援・教育推進プログラムの実施

(出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋)

年度	プロジェクト名
平成16年～18年 法科大学院等専門職大学院 形成支援プログラム	1. 単独プロジェクト 「サイバー・クリニックシステムの構築プロジェクト - 21世紀の司法を担う法曹養成に向けて -」 2. 連携プロジェクト 「九州三大学連携法曹養成プロジェクト」 「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」
平成19～20年 専門職大学院等 教育推進プログラム	1. 単独プロジェクト 「ローセンターを活用した臨床教育の高度化プロジェクト」 2. 連携プロジェクト 「九州・沖縄連携実習教育高度化プロジェクト」 「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」

資料 2 - 2 - D 4 法科大学院の教育連携協定による九州大学関連授業科目(平成20年度)

(出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋)

教育連携	授業科目	実施方法
九州大学に 提供する科目	環境問題と法	単位互換・遠隔授業
	エクスターンシップ	単位互換
	経済法	兼任
	倒産紛争処理	兼任
九州大学から 提供される科目	法と経済学	兼任・遠隔授業
	企業法務	兼任・遠隔授業
	消費者法(商品安全関係法)	兼任・遠隔授業
	インターネットと法	兼任・遠隔授業
	知的財産法	兼任・遠隔授業
	エクスターンシップ	単位互換

資料 2 - 2 - E 4 法科大学院の教育連携協定による鹿児島大学関連授業科目（平成 20 年度）

（出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋）

鹿児島大学に 提供する科目	日本法制史	兼任・遠隔授業
	公共政策法務	兼任・遠隔授業
	医療と法	単位互換・遠隔授業
	エクスターンシップ	単位互換
鹿児島大学から 提供される科目	エクスターンシップ	単位互換

資料 2 - 2 - F 4 法科大学院の教育連携協定による琉球大学関連授業科目（平成 20 年度）

（出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋）

琉球大学に 提供する科目	エクスターンシップ	単位互換
琉球大学から 提供される科目	エクスターンシップ	単位互換

資料 2 - 2 - G 4 法科大学院の教育連携協定による共同開講授業科目（平成 20 年度）

（出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋）

共同開講科目	司法政策論	共同開講（熊大、九大、鹿大）・遠隔授業・単位互換
	少子高齢化社会と法	共同開講（熊大、九大、鹿大）・遠隔授業

資料 2 - 2 - H 法曹養成研究科法務学修生に関する要項

（出典：法曹養成研究科法務学修生に関する要項から抜粋）

法曹養成研究科法務学修生に関する要項	
(趣旨)	
1 この要項は、熊本大学大学院法曹養成研究科規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 16 条第 2 項の規定に基づき、法務学修生の取扱いに関し必要な事項を定める。	
(学修支援の内容)	
2 法務学修生に対する学修支援の内容は、次のとおりとする。	
(1) 施設設備支援自習室・自主ゼミ室の利用、附属図書館・法学部図書室の利用等	
(2) 学修指導支援授業収録コンテンツの視聴、判例データベースの利用、授業科目担当教員・インストラクターの指導等	
(出願)	
3 法務学修生として在籍を志願する者は、指定の期間内に所定の手続により願い出なければならない。在籍期間の更新を希望する者も同様とする。	
(在籍期間)	
4 法務学修生の在籍期間は、前学期(4 月 1 日から 9 月 30 日まで)及び後学期(10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)のそれぞれ 6 か月単位とする。	
5 法務学修生の在籍期間は、通算して 3 年を超えることができない。	
(雑則)	
6 この要項に定めるもののほか、法務学修生に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。	
附則	
この要項は、平成 18 年 4 月 12 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。	

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る

(判断理由)

本研究科は、質の高い法曹養成のために、法律基本科目、法律実務科目、基礎法学・隣接科目・展開先端科目からなる3年の教育課程を編成し、基礎的な法的ニーズと共に、新しい法的ニーズにも対応するように授業科目を配置している。

さらに、学生の多様なニーズ、地域社会のニーズ、学術の発展動向を含めた社会からの要請等に対応して、教育課程に新しい法的ニーズに即応した履修モデルや教育連携による授業科目を編成している。

特に、法科大学院等専門職大学院等教育推進プログラム「サイバー・クリニックシステムの構築 - 21世紀の司法を担う法曹養成に向けて」、「ローセンターを活用した臨床教育の高度化」は、リーガル・クリニックを中心とした理論と実務を架橋する法学教育の実質化・高度化を図ることのできるものとして優れており、教育内容の点から関係者の期待を大きく上回るものと判断される。

以上の点から、期待される水準を大きく上回ると判断される。

分析項目 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

本研究科は、法曹養成のための段階的・発展的教育課程の中で、講義、演習、実習の授業形態（資料3-1-A）を採用し、実習のための教育設備として、法廷教室やローセンターを設けている。

本研究科は、学生の課題発見・解決能力を高めるために、少人数による双方向・多方向の討議形式による授業（3-1-B）を導入している。また、学期の当初に配布するシラバスや、電子シラバスでは、各科目の到達目標や成績評価基準と方法を明示して、学生に事前の周知をしている（資料3-1-C）。

本研究科では、実務に必要なリーガル・リサーチを学ばせ、IT環境の整備を積極的に行っている（資料3-1-D）。

さらに、本研究科では、インストラクターやオフィス・アワーの制度のほか、アカデミック・アドバイザーとして若手弁護士を採用して、学生の学習をサポートさせると共に、CAP制度により授業時間外の学習時間を確保している（資料3-1-E）。

資料3-1-A 授業形態（出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋）

授業形態	特 色	科目名
講 義	講義を基本としつつも、あらかじめシラバスやレジュメで提示された判例・資料について、法的な基本概念の確認、判例における事実関係の分析などを中心として双方向的・多方向的授業を行っている。	憲法 ・ 、行政法 ・ 民法 ・ 、商法 ・ 、商取引法、民事訴訟法 ・ 刑法 ・ 、刑事訴訟法 ・ 法曹倫理、民事要件事実論、民事事実認定論、民事模擬裁判、刑事裁判実務、刑事模擬裁判、法情報調査
演 習	より具体的な（場合によっては仮定の）事例に対して、これまで学んだ知識を総動員して、解決方法を示すための見解を表明し、あるいは、その見解に対する学生相互の議論を通じて、相手に対する説得力を涵養している。	公法発展、公法演習、民法発展1・、商法発展、民事訴訟法発展、民事法演習 ・ 、刑事法発展、刑事法演習、刑事実務演習
実 習	ロイヤリング、模擬裁判、法律相談を取り入れた授業により要件事実や事実認定の基礎を学び、具体的事案や従来みられなかった事案に的確に対応することのできる能力を習得する。	リーガル・クリニック、エクスターンシップ

資料3-1-B 双方向的・多方向的な授業（出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋）

学 年	方法と内容
1年次	講義を基本としつつも、あらかじめシラバスやレジュメで提示された判例・資料について、法的な基本概念の確認、判例における事実関係の分析などを中心として展開される。この段階では、教員の質問にいかに対応するかを答えるかを通じて、自分の見解をまとめ、事例に当てはめて表現する力を涵養する。
2年次以上	より具体的な（場合によっては仮定の）事例に対して、これまで学んだ知識を総動員して、解決方法を示すための見解を表明し、あるいは、その見解に対する学生相互の議論を通じて、相手に対する説得力を涵養する。

資料 3 - 1 - C シラバスにおける授業科目の到達目標や成績評価基準の明示

(出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋)

授業科目名	憲法 (基本的人権の基礎)
目 標	法科大学院入学者を対象として、基本的人権の領域における解釈論及び原理論に関する実務家法曹としての基礎能力の養成を図る。主要な判例及び学説を素材とする講義及び演習を通じて、基本的人権にかかる解釈を考察するとともに、人権の基本原則に関する理解を深める。 基本的人権の基礎の2回分は憲法 の13・14回分で行う。
試験・成績評価の方法	
定期試験を行います。成績は、定期試験70%、レポート提出20%、事前・事後テスト10%で評価します。	

資料 3 - 1 - D 本研究科の IT 教育環境 (出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋)

IT教育	その内容
シラバス・履修要項の電子化	すべての科目について、各回の授業に関連する事例問題、判例、文献など授業内容の詳細な情報をグループウェアの中で、電子シラバスとして事前に開示している。履修要項も同様である。
法律情報データベースの活用	附属図書館、法学部図書室に所蔵された和、洋の法律図書、法律雑誌については、学生はパソコンで検索し、利用することができる。また、判例・法令データベースなどを内容とするロー・ライブラリーにアクセスできる ID を学生に付与し、自習室からだけでなく、自宅からでもアクセスして予習・復習に利用することができるように IT 環境を整備している。
授業の DVD 化	授業時間外の学習を充実させるために、すべての授業を DVD に収録し、学生が授業の予習・復習のために、所定の手続きを経て DVD 録画で学習できることを周知している。また、利用の多い DVD についてはサーバーにあげて、学生がいつでも授業を視聴できるようにしている。学生が授業で欠席した場合に、所定の手続きを経て DVD 録画で学習できるよう周知している。また、利用の多い DVD についてはサーバーに保存し、学生がいつでも授業を視聴できるようにしている。
遠隔講義の実施	九州大学、鹿児島大学及び琉球大学の法科大学院との教育連携による遠隔授業(インターネット授業)を多数開設している。
模擬法廷のビデオ教材化	本研究科の授業科目をほとんどビデオ収録し、学生の予習・復習に役立たせると共に、教員の FD 活動の資料とする。
オンライン・リーガル・クリニック	県内の司法過疎地区を対象としてリーガル・クリニックを、ネット環境を利用して行っている。

資料 3 - 1 - E CAP 制度 (出典：平成 19 年度学生便覧から抜粋)

履修上限単位				
学 年		必修科目の単位数	学期の上限単位数	学年の上限単位数
1 年	前学期	14 単位	18 単位	36 単位
	後学期	18 単位	18 単位	
2 年	前学期	12 単位	18 単位	36 単位
	後学期	10 単位	18 単位	
3 年	前学期	10 (8) 単位 *	18 単位	44 単位
	後学期	4 (6) 単位	-	

* 3 年次の必修科目の単位は、リーガル・クリニックをどちらの学期で履修するかにより数値が異なる。

観点 主体的な学習を促す取組

(観点に係る状況)

本研究科は、学生の主体的な学習を促進するために、履修指導の実施、シラバスによる授業内容の告知と授業資料の配布、授業担当者やインストラクターによる個別指導、授業収録ビデオの視聴、履修上限単位の設定など様々な措置（資料3 - 2 - A）を講じている。

本研究科は、成績評価基準の設定・告知、評価基準に従った成績評価、成績評価の告知といった制度を通じて、成績評価が学生の能力や資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われるよう努めている（資料3 - 2 - B）。

本研究科は、設備の整った自習室や演習室を設けている。学生は、その他に学内の附属図書館や PC 教室などを利用することができる（資料3 - 2 - C）。

資料3 - 2 - A 学生の主体的学習促進の方策（出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋）

履修指導	学期開始前に履修指導を行って、学生に授業科目の履修目的や内容、学習のポイントについて周知している。
1日の授業数	学生が自習時間を十分に確保するために、1日の平均授業コマ数は2コマ弱とする。
授業内容の事前周知	学生の効率的な予習を担保するために、すべての科目について、各回の授業に関連する事例問題、判例、文献など授業内容の詳細な情報を電子シラバスとして事前に開示している。
履修上限単位	授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保するため、各学期18単位、1・2年次については年間36単位としている。
資料の事前配布	各回の授業に必要な文献やレジュメなどの関係資料を学生に事前配布（1週間前）することにより、学生に十分な予習時間を確保している。
オフィス・アワー	専任教員は各自1週につき2コマのオフィス・アワーを授業時間割に設定して、学生の質問に答えるなどきめ細かい学習支援に努めている。
インストラクター	専任教員がインストラクターとして各学年2・3人程度の学生を担当し、修学上（及び生活上）の相談相手となっている。
授業のDVD収録	授業時間外の学習を充実させるために、すべての授業をDVDに収録し、学生が授業の予習・復習のために、所定の手続きを経てDVD録画で学習できるようことを周知している。また、利用の多い収録ビデオはサーバーにあげている。
自習室の整備	授業時間外の自習を可能とするために、本研究科は無線LANの設備を活用して、朝7時から夜10時まで利用できる自習室を整備するとともに、全ての学生に専用のキャレルを用意している。自習室には、学習に直接必要な図書約1,500冊を備えている。
オンラン・データベースの整備	附属図書館、法学部図書室に所蔵された和、洋の法律図書、法律雑誌については、学生はパソコンで検索し、利用することができる。また、判例・法令データベースなどを内容とするロー・ライブラリーにアクセスできるIDを学生に付与し、自習室からだけでなく、自宅からでもアクセスして予習・復習に利用することができるようにIT環境を整備している。

資料 3 - 2 - B 厳格な成績評価（出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋）

成績評価基準	成績評価の基準をシラバスに表示している。
評価基準による成績評価	原則として、合格・不合格は絶対評価によって判断し、合格者については相対評価の考え方を取り入れている。 筆記試験の採点においては、各授業担当教員は解答項目を設定した上で各項目に配点をした採点基準を予め作成し、それに基づいて採点を行っている。ただし、採点基準は解答項目に即したものであるため事前には公表せず、学生に添削答案を返却する際に同基準を配付することとしている。
成績評価の告知	学期毎の成績は、各自の成績を表示した通知表をインストラクターが手渡し、問題点などを話し合う機会を設けている。
異議申立制度	試験の結果について疑義のある者は、異議を申し立てることができる。

資料 3 - 2 - C 自習室・教室・全学施設の整備状況

（出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋）

自習室	電源つき個人専用キャレル（128 台） 無線 LAN の配備 基本図書（1,500 冊） パソコン（10 台）、スキャナー・プリンターの配備（各 2 台） 複写機、製本機
教室	無線 LAN の配備 ノート PC の配備（C106 教室） 電源の配備（C106 教室）
全学施設	無線 LAN の配備 PC 教室の設置

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る

(判断理由)

本研究科の教育目的を達成するために、講義、演習、実習の授業形態を採用して法理論の基礎、応用、そして実務へと架橋する科目群を段階的・発展的に編成し、その全ての授業について学生の課題発見・解決能力を高めるために適切な学習指導方法の工夫をしている。その工夫のなかでも特筆されるのは、授業を少人数の学生による双方向・多方向の討議形式で行い、さらに実務に必要なリーガル・リサーチとともにその IT 環境の整備に努めるほか、学生の学習のサポートや授業時間外の学習時間確保のための体制整備を行っていることである。

また、学生の主体的な学習を促すために、シラバスによる授業内容の告知と事前の授業資料の配布を行うほか、事前の成績評価基準の告知・設定とそれに従った成績評価、さらに自習室などの施設の充実に努めている。

以上の点から、期待される水準を大きく上回ると判断される。

分析項目 学業の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点に係る状況)

本研究科は、学生が家庭医とともに専門医としても高い資質を持つ法曹として修了するに資する必要な単位取得ができる体制を整備している。特筆すべきは、厳格な成績評価・修了認定であるが、学生の単位取得状況は良好である(資料4-1-A)。休学、退学、留年は低い水準にある(資料4-1-B)が、18年後学期より厳格な成績評価の実施を行ったことから、休学や留年をする者の数が増加しつつある。

法務博士学位取得者の在学中の成績は、厳格な成績評価・修了認定にもかかわらず、良好である(資料4-1-C)。このことから、学生は在学中の各学年次において適切に学力を身に付けていると判断される。

新司法試験の結果が、本研究科の教育の質と達成度の全てであるとは言えないとしても、全国平均を下回る合格率である点は深刻に受け止め、平成19年度から、教育体制の一層の充実への取組を開始した。特に、ローセンターは学生に法理論の応用力と実務スキルを体得させる点において重要な取組である(資料4-1-D)。

資料4-1-A 単位取得状況(出典:人文社会科学系事務部教務担当資料を基に作成)

学年等	平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度		
	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率	履修登録者数	単位取得者数	単位取得率
1年	488	479	98%	481	452	94%	503	449	89%	205	173	84%
2年	80	80	100%	497	484	97%	521	513	98%	211	199	94%
3年	-	-	-	54	54	100%	385	370	96%	267	261	98%
全体	568	559	98%	1,032	990	96%	1,409	1,332	95%	683	633	93%

資料4-1-B 休学・留年・退学状況(平成20年2月1日現在)

(出典:人文社会科学系事務部教務担当資料を基に作成)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
在籍学生数	34	67	97	97
休学者数(休学率)	1(3%)	3(4%)	7(7%)	18(19%)
留年者数(留年率)	4(-%)	4(12%)	6(9%)	18(19%)
退学者数(退学率)	1(3%)	3(4%)	3(3%)	4(4%)

注:留年者数は正規修業年限を超えて在籍している学生数

留年率は留年者数を前年度5月1日現在の在籍学生数で除した比率

資料 4 - 1 - C 各年度の修了者数、GPA 平均値

(出典：人文社会科学系事務部教務担当資料を基に作成)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
修了者数	2 年短縮：4	3 年標準：23；2 年短縮：2	2 年標準：26；2 年短縮：2
GPA 平均値	2 年短縮：2.47	3 年標準：2.13；2 年短縮：2.42	3 年標準：2.11；2 年短縮：2.31

資料 4 - 1 - D 教育体制の充実の取組 (出典：法科大学院認証評価自己評価書から抜粋)

事 項	内 容
ローセンターの開設	附属臨床法学教育研究センター（ローセンター）を設置して、理論と実務を融合した臨床法学教育の実践と教育方法の開発に取り組んでいる。同センターに併置した熊本リーガル・クリニック（法律事務所）において、学生は、本研究科の専任の実務家教員の指導の下に「リーガル・クリニック」を履修し、生の事案や事件・記録に接しながら法理論の応用と実務技能を学んでいる。また、同法律事務所は、「エクスターンシップ」も実施している。
カリキュラムの改革	教育内容、教育方法、進級要件及び修了要件の一部見直しを行って、教育内容や方法の改善、厳格な成績評価等を行った。
DVD 視聴制度の導入	授業時間外の学習を充実させるために、すべての授業を DVD に収録し、学生が授業の予習・復習のために、所定の手続きを経て DVD 録画で学習できることを周知している。また、利用の多い DVD についてはサーバーにあげて、学生がいつでも授業を視聴できるようにしている。
アカデミック・アドバイザー制度の導入	アカデミック・アドバイザーとして若手弁護士を採用して、事例研究など学生の学習をサポートさせている。

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点に係る状況)

本研究科は、全学の取組として行われている「授業改善のためのアンケート調査」(資料4-2-A)と連携し、シラバスやレジュメなどにつき、固有の調査項目を付加して、平成16年度後学期以降、組織的に継続して取り組んでいる(資料4-2-B)。

本研究科では、調査結果を各教員にファイルで通知し、各教員はアンケート結果と授業改善策などを学生に公開すると共に、平成17年と19年の2度にわたり「授業実施報告書(平成16年度後学期・17年度前学期、及び平成18年度前学期・後学期)」を作成し、改善すべき課題についての報告検討会を開催している。学生アンケートによると、授業の満足度や授業の有意義性などについては良好な結果が得られており、年々学業の成果・効果があがっていることが認められる(資料4-2-C、D)。また、アンケート結果を踏まえて、更なる改善策を講じている(資料4-2-E)。

資料4-2-A 「学生による授業改善のためのアンケート」実施要領

(出典：全学保有データから抜粋)

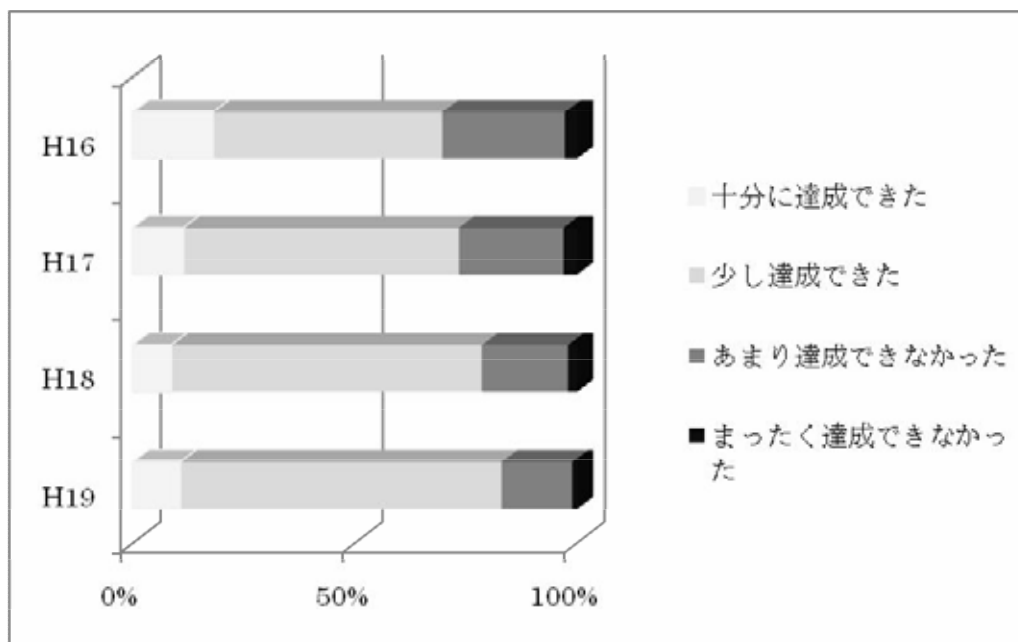
目的	教員の活動状況を点検・評価し、その活動の一層の活性化を促す。
実施対象	教養科目と専門科目の全て
実施時期	各学期の最終講義の終了時
実施者	授業担当教員以外の教職員
内容	設問を列記する。
分析者	熊本大学教育会議・FD部会

資料4-2-B 「学生による授業改善のためのアンケート」の実績

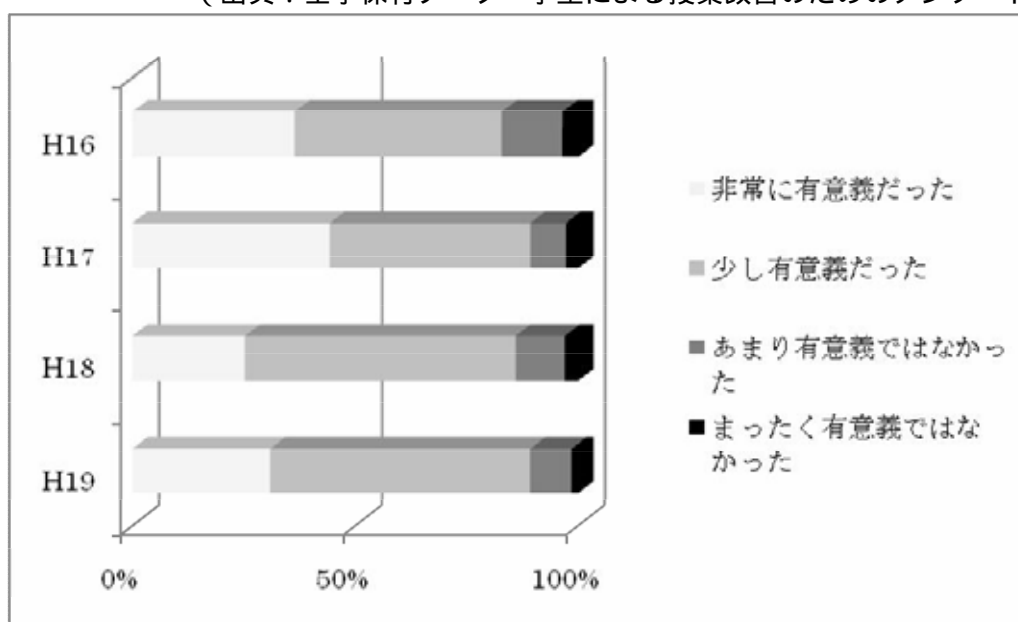
(出典：全学保有データ「学生による授業改善のためのアンケート」の実績より作成)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期
実施科目数	-	21	29	28	31	32	33	-
実施率	-	91.3%	96.7%	100%	100%	94.1%	89.2%	-
アンケート回収率	-	92.7%	91.6%	87.9%	88.3%	95.8%	94.0%	-

資料4-2-C 学生による授業改善のためのアンケートにおける「授業目標の達成」の調査結果
 (出典：全学保有データ「学生による授業改善のためのアンケート」の実績より作成)



資料4-2-D 学生による授業改善のためのアンケートにおける「授業の有意義性」の調査結果
 (出典：全学保有データ「学生による授業改善のためのアンケート」の実績より作成)



資料4-2-E 学生による授業改善のためのアンケートによる改善策
 (出典：授業実施報告書から抜粋)

改善すべき課題	改善策
視聴覚機器等の使用	機器の使用マニュアルの整備と使用方法の説明会の実施
授業目標の達成感	予習・復習課題の提出と添削答案の返却の制度化
授業の時間配分	授業内容の適切な選択、他の授業科目との調整
補習の要望	補習の有効活用の工夫
オフィス・アワーの活用	利用しやすい環境と利用方法の改善

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

本研究科は、質の高い法曹養成を目的としていることから、学業の成果、すなわち教育の質と達成度は厳格な成績評価と修了認定を通じて測られることになるとはいえ、学生の単位取得状況や学位取得状況からその成果と効果はあがっている。しかし、新司法試験の合格状況が全国平均よりも低率であることは深刻に受け止め、その原因を究明し、それを克服するための改善策として、一層の教育体制の充実に向けての取組を強化している。

また、学生に対する全学の取組と連携した独自のアンケート調査によれば、授業目標の達成感や授業の有意義性については良好な結果が示されており、学業の成果・効果はあがっていると認められる。

特に、ローセンターは、学生に法理論の応用力と実務スキルを体得する点で優れており、関係者の期待を上回ると判断される。

以上の点から、期待される水準を上回ると判断される。

分析項目 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点到に係る状況)

本研究科は、質の高い家庭医としての法曹と専門医としての法曹といった2つの能力を有する法曹養成を目的とした専門職大学院であり、修了して法務博士の学位を取得した者は、法曹三者だけでなく、企業法務、地方自治法務などの道に進むことを目指して、司法試験を受験している(資料5-1-A)。現在のところ、修了者のほとんどが司法試験を受験し、わずかの者が法曹以外の道に進んでいる。

本研究科修了者のここ2年間の司法試験の結果は、必ずしも良いとはいえない(資料5-1-B)。本研究科では、その原因を検討し、良い結果を出すための対応策を実施している(資料1-2-D)。

資料5-1-A 各年度の修了者の進路(出典:教務資料より作成)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
修了者	4	25	28
就職	0	2	1
司法試験受験準備	4	24	27

資料5-1-B 各年度の司法試験出願者・受験者・合格者(出典:教務資料より作成)

	平成18年度	平成19年度
出願者	4	26
受験者	4	22
択一試験合格者	4	11
最終合格者	1	2

観点 関係者からの評価

(観点到に係る状況)

本研究科では、これまでの修了者の30名の大部分は司法試験受験者であり、弁護士事務所など勤務先やクライアントといった関係者からの修了者の評価についてはこれからの課題である。

本研究科では、関係者の評価を行うための組織として、対外的には評価委員会、学生との関係では学生支援委員会、また、非常勤講師など部局外の教育担当者についてはシラバス責任者が取組を行っている。

本研究科は、平成17年度に大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価予備評価、平成19年度に法科大学院認証評価を受け、適格認定を受けた。その他に、平成19年度に外部評価委員会を選出し、外部評価を実施している(資料5-2-A)。これらの結果を踏まえ、改善に努めている。

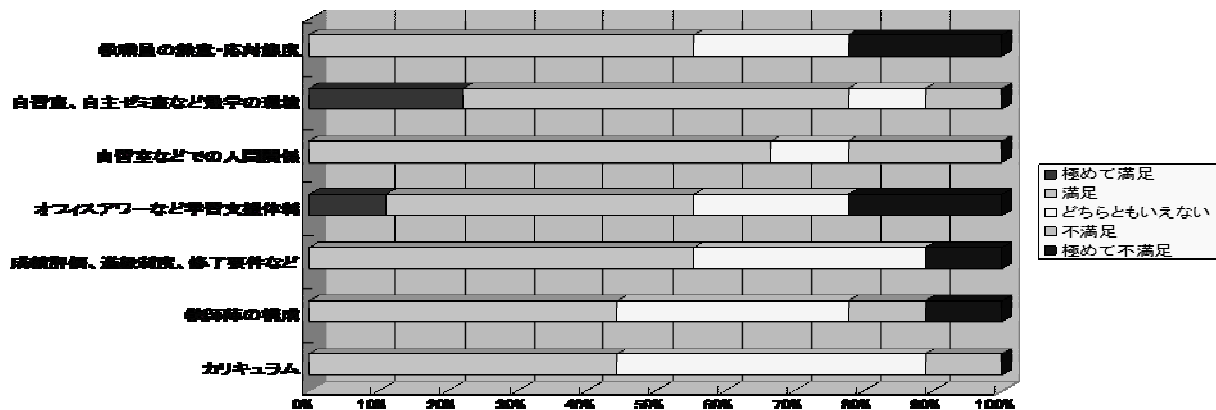
修了者からの評価については、学生支援委員会が修了時に際しての学生アンケートを行い(資料5-2-B)、それを受けて改善の取組を行っている。

資料 5 - 2 - A 認証評価・外部評価の結果（出典：認証評価結果から抜粋）

各種評価	評価結果
認証評価 (平成 20 年 3 月)	<p>熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。</p> <p>自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。</p> <p>自習室に学習頻度の高い基本図書や判例集・法令集の副本を配架しているほか、パソコンを利用して自習室から図書の検索が可能であることから、自習室と附属図書館中央館及び法学部雑誌室との有機的連携が確保されている。</p> <p>学生の復習等のためにすべての授業を録画編集する DVD 編集システムが整備されている。</p>

資料 5 - 2 - B 修了者からの評価

(出典：法曹養成研究科の修了時におけるアンケート [修了者 28 人中 9 人の回答])



(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

本研究科における合格者はまだ修習中、あるいは司法研修所に入っていない状況にあり、現在、修了者で法曹として活動している者はいない。したがって、修了者で法曹になった者に対する関係者の評価は今後を待たなければならない。

関係者による評価の一つとして考えられるものに、外部評価や第三者評価がある。本研究科は平成 19 年 12 月に外部評価を受けたほか、独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価を受け、平成 20 年 3 月に大学評価・学位授与機構の定める法科大学院評価基準に適合の評価を受けている。また、修了者自身からも、本研究科の教育の成果や効果についてもおおむね満足との評価を受けている。

以上の点から、期待される水準を上回ると判断される。

質の向上度の判断

事例1「少人数教育と教育の実施体制の充実」(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

本研究科の定員は30名と少人数であり、質の高い法曹養成を目指して定員管理を厳格に実施している。この少人数教育を通じた法曹養成のための体制として、専任教員の数と科目別教員配置を適切に行い(資料1-1-D)、授業担当者にオフィス・アワーを週2時間設定し、学生にインストラクターを配置して学習のみならず生活相談にあたらせているほか、教育内容、教育方法の改善のためにFD委員会を組織して(資料1-2-A)、授業研究・授業参観や学生による授業評価を通じて授業の改善を図っている。さらに、国内外の法科大学院の視察などを通じて、科目ごとの教育内容はもとより、法理論教育と実務教育の教育方法の改善・向上を図っている(資料1-2-B)。これにより、本研究科は質の高い法曹養成の実施体制を高い水準で維持している。

事例2「法的ルールの具体的適用と実務基礎教育の高度化」(分析項目 ・ ・)

(質の向上があったと判断する取組)

法曹養成教育の要諦は、学修した法的ルールを現実の紛争に具体的に適用し、公正な解決を図るためのスキルを体得するところにある。こうしたスキルを身に付けるためには、机上で法的ルールを学修するのみならず、現実の紛争のなかに身を置いて紛争当事者の主張する事実を聞き、法的ルールに該当する事実を抽出し、法的に構成することを通じて紛争解決機関の手にのせるトレーニングを積む必要がある。こうしたトレーニングを実施するために、リーガル・クリニックやエクスターンシップなどの実務基礎科目を開講するほか(資料2-2-B)、ローセンターを設立し、実務基礎教育の充実に努めてきたところ、専門職大学院教育推進プログラムとして平成19年度から同20年度にかけて「ローセンターを活用した臨床教育プログラム」が採択されたことにより(資料1-2-C)、法的実務基礎教育の一層の充実・発展を図る体制が可能となっている(資料4-1-D)。これにより、法的ルールの具体的適用と実務基礎教育の高度化は、大きく改善・向上している。

事例3「法理論から実務へと架橋する教育と予習を促す体制の整備」(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

本研究科の教育目的を達成するために、講義、演習、実習の授業形態を採用して法理論の基礎、応用、そして実務へと架橋する科目群を段階的・発展的に編成し、その全ての授業について学生の考える力や課題発見・解決能力を高めるために適切な学習指方法の工夫をしている。その工夫のなかでも特筆されるのは、少人数教育の利点を生かして双方向・多方向の対話形式の授業を行い(資料3-1-A、資料3-1-B)、さらに実務へと架橋する導入教育としてリーガル・クリニックやエクスターンシップを行っている。

学生の主体的な学習を促すために、シラバスによる授業内容の告知と事前の授業資料の配布を通じて予習を前提とする授業を行っている。さらに、授業についての事前問題や事後問題に取り組みさせて、授業への準備と授業で得た知識の確認を行っている(資料2-1-D、E)。

学習環境においても、自習室や自宅において、法律データベースへのアクセスを可能とすることで、予習や復習の中で判例研究を行うことを可能としている。また、すべての授業をビデオ収録し、DVDに編集し、またはサーバーにアップすることで、学生は予習や復習に収録ビデオを視聴することができるようにしている(資料3-1-D)。分からないことやあいまいな点をビデオで確認できることで、分からないままに先に進むことがないようにしている。

これらにより、本研究科の法理論から実務へと架橋する教育と学生の自学自習を促すことにより、法曹養成教育の質は、大きく改善・向上している。